

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意 電子データが原本となります)

0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	PCT/JP2019/042445
0-2	国際出願日	2019年 10月 30日 (30.10.2019)
0-3	(受付印)	R0/JP
0-4	様式 PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国際出願願書は、	
0-4-1	右記によって作成された。	JPO-PAS i370
0-5	申立て 出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受理官庁	日本国特許庁 (R0/JP)
0-7	出願人又は代理人の書類記号	W19052OAB
I	発明の名称	コネクタ
II	出願人	
II-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
II-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国 (all designated States)
II-4ja	名称	株式会社オートネットワーク技術研究所
II-4en	Name:	AUTONETWORKS TECHNOLOGIES, LTD.
II-5ja	あて名	5108503 日本国
II-5en	Address:	三重県四日市市西末広町1番14号 1-14, Nishisuehiro-cho, Yokkaichi-shi, Mie 5108503 Japan
II-6	国籍(国名)	日本国 JP
II-7	住所(国名)	日本国 JP
II-11	出願人登録番号	395011665

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意 電子データが原本となります)

III-1	その他の出願人又は発明者	
III-1-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
III-1-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国 (all designated States)
III-1-4ja	名称	住友電装株式会社
III-1-4en	Name:	SUMITOMO WIRING SYSTEMS, LTD.
III-1-5ja	あて名	5108503
III-1-5en	Address:	日本国 三重県四日市市西末広町1番14号 1-14, Nishisuehiro-cho, Yokkaichi-shi, Mie 5108503 Japan
III-1-6	国籍(国名)	日本国 JP
III-1-7	住所(国名)	日本国 JP
III-1-11	出願人登録番号	000183406
III-2	その他の出願人又は発明者	
III-2-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
III-2-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国 (all designated States)
III-2-4ja	名称	住友電気工業株式会社
III-2-4en	Name:	SUMITOMO ELECTRIC INDUSTRIES, LTD.
III-2-5ja	あて名	5410041
III-2-5en	Address:	日本国 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 5-33, Kitahama 4-chome, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka 5410041 Japan
III-2-6	国籍(国名)	日本国 JP
III-2-7	住所(国名)	日本国 JP
III-2-11	出願人登録番号	000002130
III-3	その他の出願人又は発明者	
III-3-1	この欄に記載した者は	発明者である (inventor only)
III-3-3	右の指定国についての発明者である。	
III-3-4ja	氏名(姓名)	野崎 新史
III-3-4en	Name (LAST, First):	NOZAKI Shinji
III-3-5ja	あて名	5108503
III-3-5en	Address:	日本国 三重県四日市市西末広町1番14号 株式会社オートネットワーク技術研究所内 c/o AUTONETWORKS TECHNOLOGIES, LTD., 1-14, Nishisuehiro-cho, Yokkaichi-shi, Mie 5108503 Japan

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意 電子データが原本となります)

III-4	その他の出願人又は発明者	
III-4-1	この欄に記載した者は	発明者である (inventor only)
III-4-3	右の指定国についての発明者である。	
III-4-4ja	氏名(姓名)	大森 康雄
III-4-4en	Name (LAST, First):	OMORI Yasuo
III-4-5ja	あて名	5108503 日本国
III-4-5en	Address:	三重県四日市市西末広町1番14号 株式会社オートネットワーク技術研究所内 c/o AUTONETWORKS TECHNOLOGIES, LTD., 1-14, Nishi suehiro-cho, Yokkaichi-shi, Mie 5108503 Japan
IV-1	代理人又は共通の代表者、通知のあて名 下記の者は国際機関において右記のごとく出願人のために行動する。	代理人 (agent)
IV-1-1ja	名称	特許業務法人グランドム特許事務所
IV-1-1en	Name:	GRANDOM PATENT LAW FIRM
IV-1-2ja	あて名	4600008 日本国
IV-1-2en	Address:	愛知県名古屋市中区栄二丁目4番1号 広小路栄ビルディング3階 Hirokoji Sakae Bldg. 3F, 4-1, Sakae 2-chome, Nak a-ku, Nagoya-shi, Aichi 4600008 Japan
IV-1-3	電話番号	052-218-9077
IV-1-4	ファクシミリ番号	052-218-9076
IV-1-6	代理人登録番号	110000497
V	国の指定	
V-1	この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願の時点で拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。	
V-2	V-2欄は、特定の国の指定を除外するときを使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際若しくは規則26の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。	JP
VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張	
VI-1-1	出願日	2018年 11月 20日 (20.11.2018)
VI-1-2	出願番号	2018-216949
VI-1-3	パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	日本国 JP

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意 電子データが原本となります)

VI-2	優先権証明書送付の請求 国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、該当する場合には記載されたアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報を電子図書館から、取得することを請求する。	VI-1 アクセスコード： 9E60	
VI-3	引用による補充： 条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。		
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁 (ISA/JP)	
VIII	申立て	申立て数	
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	-	
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-	
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-	
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)	-	
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	-	
IX	照合欄	用紙の枚数	添付された電子データ
IX-1	願書(申立てを含む)	5	✓
IX-2	明細書	11	✓
IX-3	請求の範囲	1	✓
IX-4	要約	1	✓
IX-5	図面	7	✓
IX-7	合計	25	
IX-8	添付書類 手数料計算用紙	添付 -	添付された電子データ ✓
IX-20	要約とともに提示する図の番号	8	
IX-21	国際出願の使用言語名	日本語	
X-1	出願人、代理人又は代表者の記名押印	(PKCS7 デジタル署名)	
X-1-1	氏名(姓名)	特許業務法人グランダム特許事務所	
X-1-3	権限(署名者が法人の場合)		

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意 電子データが原本となります)

## 受理官庁記入欄

10-1	国際出願として提出された書類の実際の受理の日	2019年 10月 30日 (30.10.2019)
10-2	図面	
10-2-1	受理された	
10-2-2	不足図面がある	
10-3	国際出願として提出された書類を補完する書類又は図面であつてその後期間内に提出されたものの実際の受理の日(訂正日)	
10-4	特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日	
10-5	出願人により特定された国際調査機関	ISA/JP
10-6	調査手数料未払いにつき、国際調査機関に調査用写しを送付していない	

## 国際事務局記入欄

11-1	記録原本の受理の日	
------	-----------	--